

## 測量法

### 1. 案内情報

手続名	: 測量に関する専門の養成施設の指定
手続根拠	: 測量法第50条第3号、51条第3号
手続対象者	: 指定を受けようとする学校法人等
提出時期	: 測量に関する専門の養成施設の指定を申請するとき
提出方法	: 測量専門養成施設指定申請書を作成し、国土地理院総務部総務課へ提出して下さい
手数料	: なし
添付書類・部数	: 定款、学則等・1部
申請書様式	: 提出先となる総務部総務課管理係へお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例	: 提出先となる総務部総務課管理係へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

提出先	: 総務部総務課管理係0298-64-4150
受付時間	: 8時30分から17時
相談窓口	: 総務部総務課管理係0298-64-4150

### 3. 手続情報

審査基準	: 測量法第50条第3号及び第51条第3号に規定する測量専門養成施設指定事務処理要領
標準処理時間	:
不服申立方法	: